

蓮田市白岡町衛生組合の現行の条例を改正し「資源物の持ち去り禁止」を規定しました

「平成19年4月1日施行」

蓮田市白岡町衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例（抜粋）

（排出基準等）

第14条 組合が行う家庭系廃棄物の収集を受けようとする者は、組合が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）の使用等について、管理者が定める一般廃棄物の分別の区分及び排出の方法（以下「排出基準」という。）に従って排出しなければならない。

（資源物の所有権）

第15条 前条第一項の規定により排出された家庭系廃棄物のうち、資源物の所有権は組合に帰属する。

2 組合が指定する者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。

住民の皆様のご協力により分別して集積所に出された貴重な古紙やアルミ缶などを、組合が収集する前に持ち去る行為が発生しており、職員によるパトロール等の対策を講じておりましたが、大きな効果が得られませんでした。

そこでこれらの対策の一環として、資源物の所有権を明確にし、持ち去りを禁止する規定を設けることにより、持ち去り防止対策の強化に努めるものです。

条例改正の内容

集積所に出された資源物の所有権は、組合にあることの明文化

組合の指定する者以外の収集・運搬を禁止

この改正によって、組合の委託業者以外の者が、集積所から資源物を持ち去る行為は違法（窃盗罪）となります。

【ご注意ください】

委託業者は、車両に「環境センター」と書かれた黄色いステッカーを貼り、当日の朝8時から収集を開始しています。

資源物は、収集日の当日朝8時までに、決められた集積所に整理して出してください。

集積所に「持ち去り禁止」の表示をします。（設置ができない場所もあります）

【資源物とは】

新聞紙・ダンボール・雑誌・牛乳等の紙製パック・布類・飲食料用缶等で再生利用するものです。

なお、組合では持ち去る業者等の監視パトロールをこれまで同様に実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。



問合せ 蓮田白岡環境センター ☎ 92 - 8839
町生活環境課環境衛生係
内線 152 ~ 154